

- 14 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。  
 15 提出数が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。

16 各用紙においては、原則として捺印、訂正、重ね書き及び印刷入を行ってはならない。

17 とり方となるべく左とじとし、容易に解説しないようにとじる。

18 第4条第1項に記載する規則により識別番号の付与の請求と同時に納付書の交付を請求する場合は、「[2 代理人]」の欄の後に「[3 納付書交付請求枚数]」の欄を設けて納付書交付請求枚数を記載する。

## 規 則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第一項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第十三条の五第一項の改正規定、第六条中工業所有権に関する規定、第七条中工業所有権の手数料等を現行手続等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の改正規定及び第七条中工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第三条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

### ○原子力規制委員会規則第四号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月二十六日

（改正の対象となるる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号） 別表第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号） 別表第二

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号） 別表第二

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改 正 後

前

改

正

前

（重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備）

第五十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。

一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するためには、貯留する水を供給できるものとすること。

二 その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するためには、貯留する水を供給できるものとすること。

2 発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。

備考 表中の「[ ]」の記載は注記である。

別表第一 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改

正

後

（重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）

第七十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を施設しなければならない。

一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するためには、貯留する水を供給できるものとすること。

二 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に対処するためには、貯留する水を供給できるものとすること。

別表第二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改

正

前

（重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）

第七十一条 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備を施設しなければならない。

〔各号を加える。〕

- 二 その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとする。」  
 2 発電用原子炉施設には、海その他の水源(前項の水源を除く。)から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を施設しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

# 告示

〔項を加える。〕

○農林水産省告示第九号

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第四項第十号、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第六項第八号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省令第一号)第六条第一号二、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省令第二号)第三条第二号二の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年九月二十六日

金融庁長官 中島 淳一  
農林水産大臣 野村 哲郎

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示

(農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正)

改 正 後

(業務の代理の業務を営むことのできる者)

第四条 (略)

2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫の業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十号)第十二条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十四号までの中欄に掲げる者)、対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。)の代理及び前項第一号から第五号までに掲げる者の業務の代理

イヽヲ (略)

ワ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十一条

第一項 (略)

(農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正)

第二条 平成十八年三月三十日農林水産省告示第九号(農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

二六 (略)

(新設)  
(略)

二六 (略)